

那覇市公報

第 1 5 4 8 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

告 示

- 固定資産の価格等の登録について(資産税課) 99
- 那覇市歴史博物館の観覧料等の収納事務委託について(博物館) 99
- 那覇市歴史博物館の観覧料等の収納事務委託について(博物館) 100
- 住居表示の実施について (市街地整備課) 100
- 町の区域の設定について (市街地整備課) 103
- 随意契約の公表について(クリーン推進課) 106
- 那覇市立壺屋焼物博物館の観光券観覧料の収納事務委託について(博物館) ... 107
- 那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料等の徴収事務委託について(博物館) 107
- 随意契約の公表について(クリーン推進課) 108
- 平成 23 年 (2011 年) 4 月那覇市議会臨時会の招集について(総務課) 108
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について(総務課) 109
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について(総務課) 111
- 平成 23 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算(区画整理課) 113
- 平成 22 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(区画整理課) 115
- 平成 22 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 4 号)
(区画整理課) 116
- 那覇市保育所保育料等の集金代行業務委託について(こどもみらい課) 118
- 平成 22 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(国保長寿医療課) 118

- 平成 22 年度那覇市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
(国保長寿医療課) 120
- 平成 22 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
(国保長寿医療課) 121
- 平成 23 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算(国保長寿医療課)..... 122
- 平成 23 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算(国保長寿医療課)..... 125

公 告

- 都市公園の設置及び供用開始について(公園管理課)..... 126

上下水道局規程

- 那覇市上下水道局分課規程の一部を改正する規程..... 128
- 那覇市上下水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程..... 129
- 那覇市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程..... 131
- 那覇市上下水道局請負工事検査規程の一部を改正する規程..... 137
- 那覇市上下水道局職員安全衛生管理規程..... 140

上下水道局告示

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について..... 169

告 示

那覇市告示第 207 号

平成 23 年 3 月 31 日

掲 示 済

固定資産の価格等の登録について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 2 項の規定により、平成 23 年度の固定資産税に係る固定資産の価格等を平成 23 年 3 月 31 日に固定資産課税台帳に登録したので、告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市告示第 1 号

平成 23 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇市歴史博物館の観覧料等の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する。

那 覇 市

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市歴史博物館観光券観覧料収納事務委託 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市牧志 2 丁目 1 - 4 |
| 3 受託者の名称 | 社団法人那覇市観光協会
会長 米 村 幸 政 |
| 4 委託期間 | 平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日 |

那 覇 市 告 示 第 2 号

平成 23 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇市歴史博物館の観覧料等の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する。

那 覇 市

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 委託事務の名称 那覇市歴史博物館観光券観覧料収納事務委託
 - 2 受託者の住所 那覇市松尾 1 - 1 - 2
 - 3 受託者の名称 株式会社流通アシスト
代表者 崎 山 用 升
 - 4 委託期間 平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日
-

那 覇 市 告 示 第 19 号

平成 23 年 4 月 8 日

掲 示 済

住居表示の実施について

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、住居表示を実施する区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を次のとおり告示する。

その関係図面は、那覇市都市計画部市街地整備課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 実 施 区 域 那覇市字宇栄原地区の一部
(別図 1 及び 2 のとおり)
- 2 実 施 期 日 平成 23 年 5 月 23 日
- 3 住居表示の方法 街区方式
- 4 街区符号及び 別図のとおり(別図省略)
住 居 番 号

別図 1

字宇栄原地区 現況図

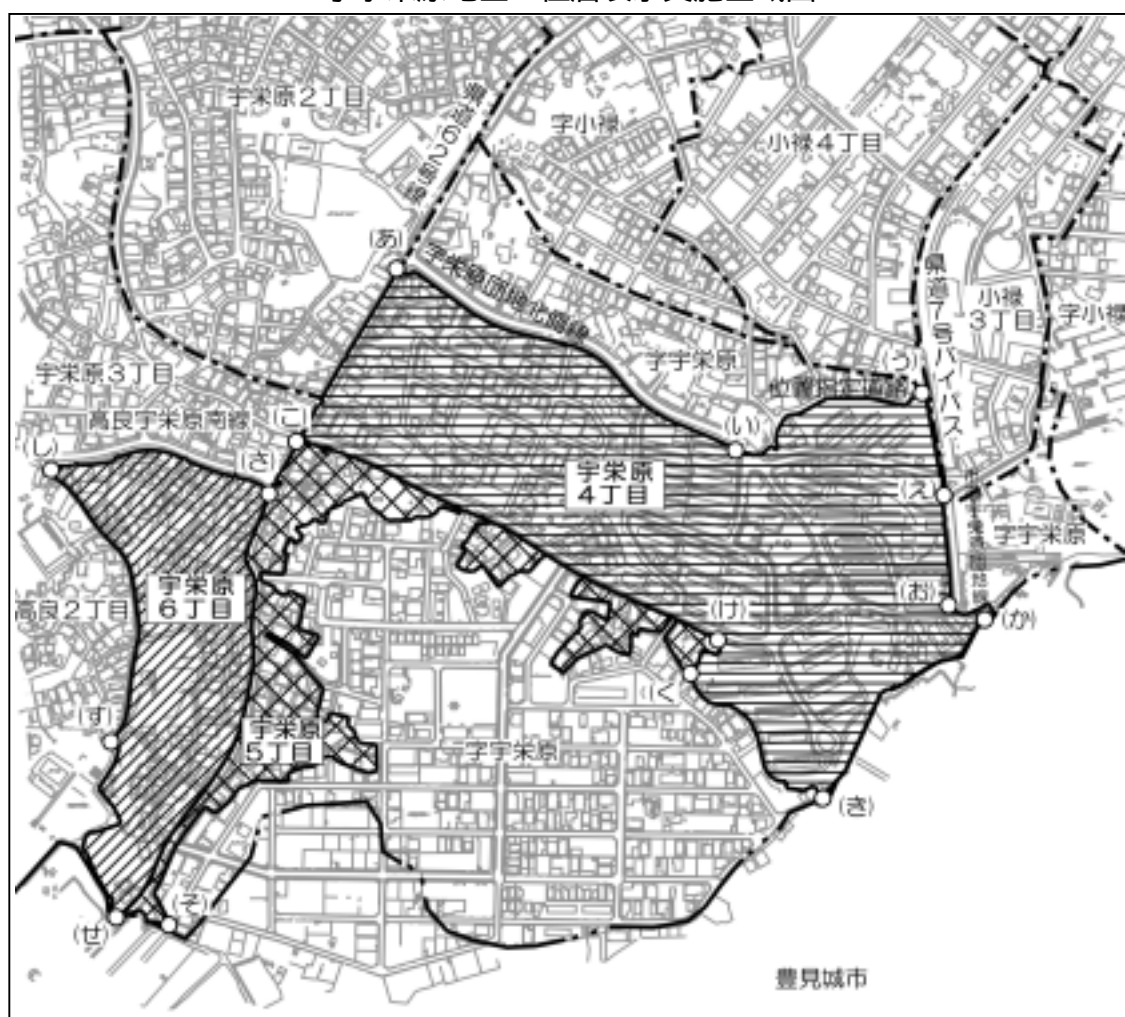


凡例

現町字界	-----	市域境界	— . . . —
------	-------	------	-----------

別図 2

字宇栄原地区 住居表示実施区域図



凡例

現町字界	-----	宇栄原 4 丁目	
新町字界	————	宇栄原 5 丁目	
市域境界	— . . —	宇栄原 6 丁目	
新町字名			
(あ)～(い)・(こ)～(け)・(し)～(さ)線の道路境界下側線			
(あ)～(せ)・(し)～(す)・(う)～(え)・(え)～(お)線の道路境界左側線			
(い)～(う)・(す)～(せ)・(け)～(く)・(お)～(か)線の筆界線			
(か)～(き)・(せ)～(そ)線の市域境界線			
(そ)～(く)～(き)線の宇栄原南土地区画整理施行地区界線			

那覇市告示第 20 号

平成 23 年 4 月 8 日

掲 示 済

町の区域の設定について

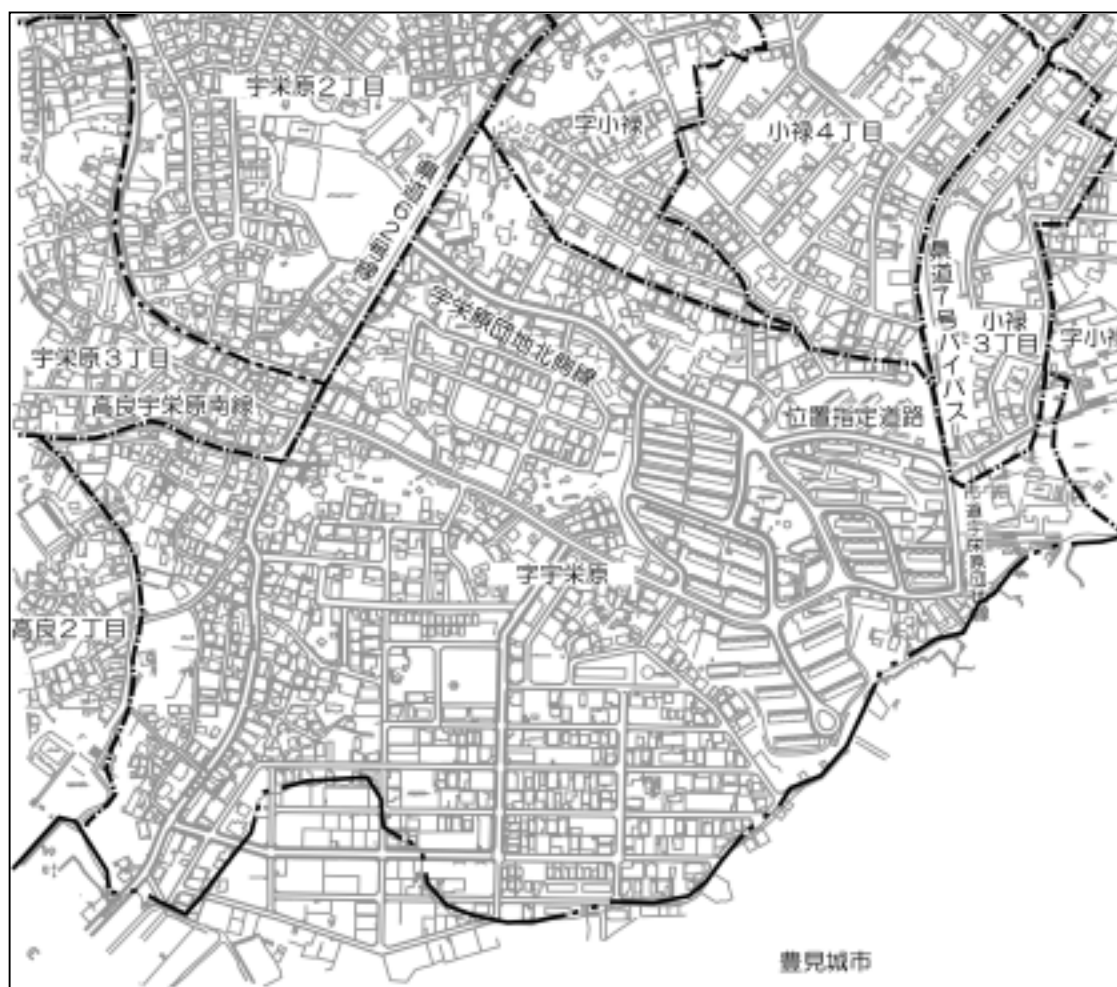
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、那覇市字宇栄原地区にある別図 1 に示す字の区域及びその名称を別図 2 に示すとおり変更する旨届出があったため、同条第 2 項及び沖縄県の事後処理の特例に関する条例（平成 12 年沖縄県条例第 4 号）第 2 条の表中 2 第 4 号の規定により告示する、

なお、上記の処分は、平成 23 年 5 月 23 日から効力を生ずるものとする。

那覇市長 翁 長 雄 志

別図 1

字宇栄原地区 現況図

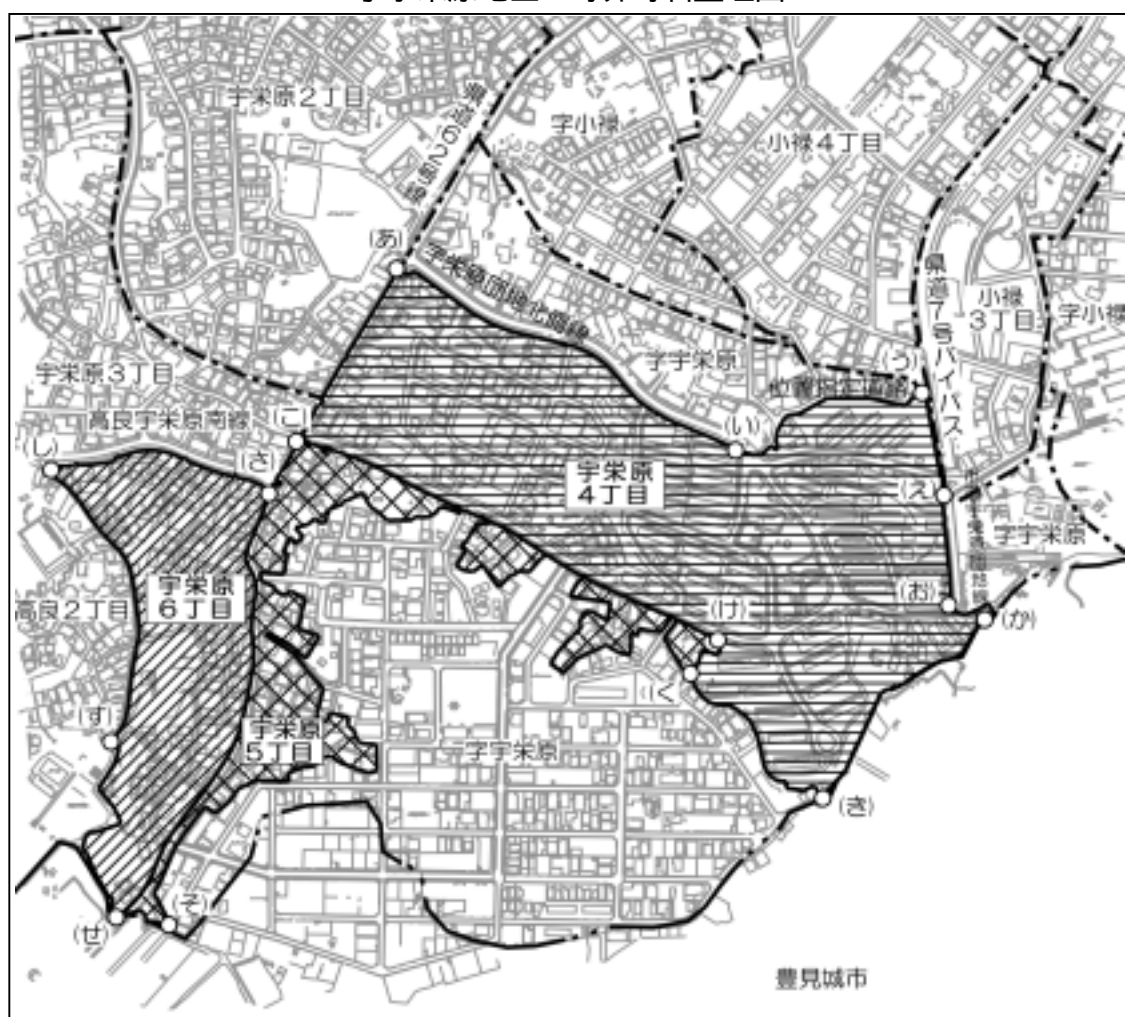


凡例

現町字界	-----	市域境界	— . . —
------	-------	------	---------

別図 2

字宇栄原地区 町界町名整理図



凡例

現町字界	-----	宇栄原 4 丁目	
新町字界	————	宇栄原 5 丁目	
市域境界	— · — · —	宇栄原 6 丁目	
新町字名			
(あ)～(い)・(こ)～(け)・(し)～(さ)線の道路境界下側線			
(あ)～(せ)・(し)～(す)・(う)～(え)・(え)～(お)線の道路境界左側線			
(い)～(う)・(す)～(せ)・(け)～(く)・(お)～(か)線の筆界線			
(か)～(き)・(せ)～(そ)線の市域境界線			
(そ)～(く)～(き)線の宇栄原南土地地区画整理施行地区界線			

那覇市告示第 22 号

平成 23 年 4 月 11 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

契約を締結する前

契約内容 (役務の名称及び数量)	クリーン推進課敷地内除草等環境美化業務委託
契約相手方の決定方法 又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 1 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。 2 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 臨時的かつ短期な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 4 本市と契約実績あり、且つ当該履行状況が良好であること。
申請方法	1 見積書提出 (期限 : 平成 23 年 4 月 27 日)
契約担当課	環境部クリーン推進課 (8 8 9 - 3 5 6 7)

* 詳細は契約担当課までお問い合わせください。

那覇市告示第 23 号

平成 23 年 4 月 13 日

掲 示 済

那覇市立壺屋焼物博物館の観光券観覧料の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 委託事務の名称 那覇市立壺屋焼物博物館観光券観覧料収納事務委託
 - 2 受託者の住所 那覇市牧志 2 丁目 1 - 4
 - 3 受託者の名称 社団法人那覇市観光協会
会長 米 村 幸 政
 - 4 委託期間 平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日
-

那覇市告示第 24 号

平成 23 年 4 月 13 日

掲 示 済

那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料等の徴収事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 委託事務の名称 那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料等の徴収事務委託
- 2 受託者の住所 沖縄市中央四丁目 13 番 1 号
- 3 受託者の名称 新報警備保障総合ビル管理株式会社
代表取締役 二 瓶 隆 博
- 4 委託期間 平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日

那覇市告示第 25 号

平成 23 年 4 月 14 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

契約を締結する前

契約内容(役務の名称及び数量)	花壇草花植栽維持管理業務委託
契約相手方の決定方法 又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 1 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。 2 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 本市在住の障害者の自立・自助支援を展開し組織的な支援活動を行っている法人組織の福祉団体であること。 4 本市と契約実績あり、且つ当該履行状況が良好であること。
申請方法	1 見積書提出(平成 23 年 5 月 13 日(金)まで)
契約担当課	環境部クリーン推進課 (8 8 9 - 3 5 6 7)

* 詳細は契約担当課までお問い合わせください。

那覇市告示第 31 号

平成 23 年 4 月 18 日

掲 示 済

平成 23 年 (2011 年) 4 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 23 年 (2011 年) 4 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 23 年 4 月 26 日 (火)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名

- (1) 那覇市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - (2) 那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - (3) 平成 23 年度那覇市一般会計補正予算 (第 1 号)
 - (4) 専決処分の承認を求めることについて (那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)
 - (5) 専決処分の報告について (車両物損事故)
 - (6) 専決処分の報告について (市道銘苅 35 号歩道ブロック破損に伴う物損事故)
-

那覇市告示第 33 号

平成 23 年 4 月 19 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成23年4月11日

那 覇 市 長 様

実施機関 消防長 前原 常雄



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199
業 務 の 名 称	救急搬送者名簿 144件
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成23年 4 月 11 日
目的外利用等をする 個人情報の内容	平成23年2月1日から、平成23年3月31日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、 1、事故種別(交通事故・労働災害・加害) 2、搬送者氏名 3、生年月日 4、搬送日時 5、搬送者住所 6、収容医療機関
目的外利用等 をする理由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規程による、(実施機関が職務遂行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聞いた場合) 平成18年3月29日審議会承認事項 第1号
新たな利用課 又は提供先	那覇市国保長寿医療課
所 管 部 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199 (内) 6711313

那覇市告示第 34 号

平成 23 年 4 月 19 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

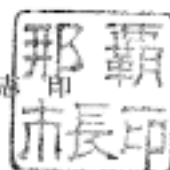
第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成23年 4 月 15日

那覇市長 様

那覇市長 翁長雄志



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	環境部クリーン推進課	電話 889-3567
業 務 の 名 称	不法投棄防止に関すること	
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供	
利用又は提供する 年 月 日	平成23年4月18日～平成24年3月31日まで	
目的外利用等をする 個人情報の内容	・土地所有者の住所、氏名 ・建物所有者の住所、氏名	
目的外利用等 をする理由	個人情報保護条例9条 第1項 第5号の規定に基づく (審議会承認類型事項1の規定による)	
新たな利用課 又は提供先	資産税課	
所 管 部 課	環境部 クリーン推進課	

那覇市告示第 41 号

平成 23 年 5 月 2 日

平成 23 年 (2011 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 22 年度那覇市土地
区画整理事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 23 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算

平成 23 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによ
る。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,840,934 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予
算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 3
	1 真嘉比古島第一地区手数料	1
	2 壺川手数料	1
	3 小禄南手数料	1
2 国庫支出金		61,020
	1 真嘉比古島第二国庫補助金	61,020
3 財産収入		185
	1 壺川財産運用収入	23
	2 小禄南財産運用収入	16
	3 真嘉比古島第二財産運用収入	115
	4 真嘉比古島第一地区財産運用収入	31
4 繰入金		1,086,396
	1 総務管理繰入金	821
	2 真嘉比古島第二繰入金	1,083,611
	3 基金繰入金	1,964
5 繰越金		千円 8
	1 総務管理繰越金	1
	2 真嘉比古島第一地区繰越金	2
	3 壺川繰越金	1
	4 小禄南繰越金	2
	5 真嘉比古島第二繰越金	2

款	項	金 額
6 諸収入		5
	1 総務管理雑入	1
	2 真嘉比古島第二雑入	1
	3 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1
	4 壺川延滞金、加算金及び過料	1
	5 小禄南延滞金、加算金及び過料	1
7 保留地処分金		682,452
	1 真嘉比古島第二保留地処分金	682,452
8 清算徴収金		4,448
	1 真嘉比古島第一地区清算徴収金	1,186
	2 壺川清算徴収金	2,919
	3 小禄南清算徴収金	343
9 県支出金		6,417
	1 県委託金	385
	2 県補助金	6,032
歳 入 合 計		1,840,934

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理総務費		千円 678
	1 総務管理費	678
2 土地区画整理事業費		1,835,433
	1 真嘉比古島第一地区土地区画整理費	1
	2 壺川土地区画整理費	544
	3 真嘉比古島第二土地区画整理費	1,834,767
	4 小禄南土地区画整理費	121
3 清算費		1,534
	1 真嘉比古島第一地区清算費	1,188
	2 壺川清算費	1
	3 小禄南清算費	千円 345
4 基金積立金		3,109
	1 壺川基金積立金	2,944
	2 小禄南基金積立金	17
	3 真嘉比古島第一地区基金積立金	32
	4 真嘉比古島第二基金積立金	116
5 予備費		180
	1 予備費	180
歳 出 合 計		1,840,934

那覇市告示第 42 号

平成 23 年 5 月 2 日

平成 22 年 (2010 年) 12 月那覇市議会定例会で議決された平成 22 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 22 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)

平成 22 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 44,901 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,969,691 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 1,375,559	千円 54,822	千円 1,430,381
	2 真嘉比古島第二繰入金	1,259,091	45,178	1,213,913
	4 基金借入金	110,000	100,000	210,000
5 繰越金		9	9	0
	1 総務管理繰越金	1	1	0
	2 真嘉比古島第一地区繰越金	2	2	0
	3 壺川繰越金	1	1	0
	4 小禄金城繰越金	1	1	0
	5 小禄南繰越金	2	2	0
	6 真嘉比古島第二繰越金	2	2	0
7 保留地処分金		316,046	99,713	216,333
	1 真嘉比古島第二保留地処分金	316,046	99,713	216,333
8 清算徴収金		6,280	1	6,279
	1 小禄金城清算徴収金	1	1	0
歳 入 合 計		2,014,592	44,901	1,969,691

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理総務費		千円 1,380	千円 526	千円 1,906
	1 総務管理費	1,380	526	1,906
2 土地区画整理事業費		1,980,551	37,615	1,942,936
	1 真嘉比古島第一地区土地区画整理費	1	1	0
	4 真嘉比古島第二地区土地区画整理費	1,979,884	37,613	1,942,271
	5 小禄南土地区画整理費	121	1	120
4 基金積立金		3,388	4,707	8,095
	1 壺川基金積立金	3,250	359	3,609
	2 小禄南基金積立金	18	397	415
	3 小禄金城基金積立金	2	3,260	3,262
	4 真嘉比古島第一地区基金積立金	1	691	692
6 繰上充用金		26,046	12,519	13,527
	1 繰上充用金	26,046	12,519	13,527
歳 出 合 計		2,014,592	44,901	1,969,691

那覇市告示第 43 号
平成 23 年 5 月 2 日

平成 23 年 (2011 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 22 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 4 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 22 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 4 号)

平成 22 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,293 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,967,398 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 1,430,381	千円 2,293	千円 1,428,088
	1 総務管理繰入金	1,523	335	1,188
	2 真嘉比古島第二繰入金	1,213,913	5,274	1,208,639
	3 基金繰入金	4,945	3,316	8,261
歳 入 合 計		1,969,691	2,293	1,967,398

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理総務費		千円 1,906	千円 335	千円 1,571
	1 総務管理費	1,906	335	1,571
2 土地区画整理事業費		1,942,936	1,958	1,940,978
	3 小禄金城土地区画整理費	1	3,316	3,317
	4 真嘉比古島第二土地区画整理費	1,942,271	5,274	1,936,997
歳 出 合 計		1,969,691	2,293	1,967,398

第 2 表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事 業 名	金額
2 土地区画整理事業費			380,522
	4 真嘉比古島第二土地区画整理費		380,522
		真嘉比古島第二事業費(補助)	119,049
		真嘉比古島第二事業費(単独)	261,473
合 計			380,522

那覇市告示第 44 号

平成 23 年 5 月 2 日

那覇市保育所保育料等の集金代行業務委託について

児童福祉法第56条第4項並びに那覇市会計規則第34条第1項及び第2項の規定により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 委託業者 那覇市西1丁目19番7号
株式会社沖縄債権回収サービス
代表取締役 平良 孝夫
- 2 委託期間 自平成23年4月1日
至平成24年3月31日

那覇市告示第 45 号

平成 23 年 5 月 2 日

平成 23 年 (2011 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 22 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 22 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

平成 22 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,279,821 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,330,135 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 8,993,882	千円 2,363,695	千円 6,630,187
	1 国民健康保険税	8,993,882	2,363,695	6,630,187
2 使用料及び 手数料		9,700	50	9,650
	1 手数料	9,700	50	9,650
3 国庫支出金		14,996,698	888,474	14,108,224
	1 国庫負担金	9,271,064	555,211	8,715,853
	2 国庫補助金	5,725,634	333,263	5,392,371
4 療養給付費等交 付金		1,164,947	292,378	872,569
	1 療養給付費等交 付金	1,164,947	292,378	872,569
6 県支出金		2,008,171	151,893	1,856,278
	1 県補助金	1,712,849	150,475	1,562,374
	2 県負担金	295,322	1,418	293,904
7 共同事業交付金		6,534,469	75,131	6,459,338
	1 共同事業交付金	6,534,469	75,131	6,459,338
8 財産収入		2	40	42
	1 財産運用収入	2	40	42
9 繰入金		3,417,057	236,634	3,653,691
	1 他会計繰入金	3,417,056	236,634	3,653,690
10 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
11 諸収入		1,800,996	2,255,127	4,056,123
	2 預金利子	1	10	11
	3 雑入	1,797,340	2,255,117	4,052,457
歳 入 合 計		42,609,956	1,279,821	41,330,135

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 758,907	千円 24,053	千円 734,854
	1 総務管理費	566,030	14,149	551,881
	2 徴税費	11,814	4,071	107,743
	3 運営協議会費	838	186	652
	4 収納率向上特別対策 事業費	40,574	2,170	38,404
	5 医療費適正化特別 対策事業費	39,651	3,477	36,174

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		千円 26,293,677	千円 1,279,535	千円 25,014,142
	1 療養諸費	22,693,318	1,189,500	21,503,818
	2 高額療養費	3,212,168	119,450	3,092,718
	4 出産育児諸費	378,189	29,415	407,604
3 後期高齢者 支援金等		4,257,321	0	4,257,321
	1 後期高齢者支援金等	4,257,321	0	4,257,321
6 介護納付金		1,906,140	0	1,906,140
	1 介護納付金	1,906,140	0	1,906,140
8 保健事業費		300,909	2,285	298,624
	1 特定健康診査等 事業費	225,764	1,101	224,663
	2 保健事業費	75,145	1,184	73,961
10 諸支出金		50,802	26,052	76,854
	1 償還金及び還付加算 金	50,801	26,052	76,853
歳 出 合 計		42,609,956	1,279,821	41,330,135

那覇市告示第 46 号

平成 23 年 5 月 2 日

平成 23 年 (2011 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 22 年度那覇市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 22 年度那覇市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)

平成 22 年度那覇市の老人保健特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 68,457 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 224,310 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 240,036	千円 69,264	千円 170,772
	1 一般会計繰入金	240,036	69,264	170,772
4 諸収入		8	807	815
	3 雑入	5	807	812
歳 入 合 計		292,767	68,457	224,310

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 医療諸費		千円 240,040	千円 68,457	千円 171,583
	1 医療諸費	240,040	68,457	171,583
歳 出 合 計		292,767	68,457	224,310

那覇市告示第 47 号

平成 23 年 5 月 2 日

平成 23 年 (2011 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 22 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 22 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

平成 22 年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,195 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,500,778 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,976,072	千円 14,960	千円 1,961,112
	1 後期高齢者医療保険料	1,976,072	14,960	1,961,112
3 繰入金		520,281	6,765	527,046
	1 一般会計繰入金	520,281	6,765	527,046
歳 入 合 計		2,508,973	8,195	2,500,778

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 2,475,217	千円 8,195	千円 2,467,022
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,475,217	8,195	2,467,022
歳 出 合 計		2,508,973	8,195	2,500,778

那覇市告示第 48 号

平成 23 年 5 月 2 日

平成 23 年 (2011 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 23 年度的那覇市国民健康保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 23 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算

平成 23 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 39,695,810 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費及び保健事業費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 6,402,065
	1 国民健康保険税	6,402,065
2 使用料及び手数料		9,700
	1 手数料	9,700
3 国庫支出金		14,062,205
	1 国庫負担金	8,746,110
	2 国庫補助金	5,316,095
4 療養給付費等交付金		1,450,220
	1 療養給付費等交付金	1,450,220
5 前期高齢者交付金		3,537,090
	1 前期高齢者交付金	3,537,090
6 県支出金		1,940,634
	1 県補助金	1,552,219
	2 県負担金	388,415
7 共同事業交付金		6,927,506
	1 共同事業交付金	6,927,506
8 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
9 繰入金		3,432,012
	1 他会計繰入金	3,432,012
	2 基金繰入金	1
10 繰越金		2
	1 繰越金	2
11 諸収入		1,934,373
	1 延滞金加算金及び過料	3,655
	2 預金利子	1
	3 雑入	1,930,717
歳 入 合 計		39,695,810

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 701,724
	1 総務管理費	514,844
	2 徴税費	109,911
	3 運営協議会費	629
	4 収納率向上特別対策事業費	40,773
	5 医療費適正化特別対策事業費	35,567
2 保険給付費		24,420,378
	1 療養諸費	21,040,450
	2 高額療養費	3,075,779
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	294,147
	5 葬祭諸費	10,000
3 後期高齢者支援金等		4,593,587
	1 後期高齢者支援金等	4,593,587
4 前期高齢者納付金等		13,341
	1 前期高齢者納付金等	13,341
5 老人保健拠出金		28,492
	1 老人保健拠出金	28,492
6 介護納付金		2,086,914
	1 介護納付金	2,086,914
7 共同事業拠出金		7,033,697
	1 共同事業拠出金	7,033,697
8 保健事業費		313,107
	1 特定健康診査等事業費	238,792
	2 保健事業費	74,315
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 諸支出金		36,202
	1 償還金及び還付加算金	36,201
	2 繰出金	1
11 予備費		468,367
	1 予備費	468,367
歳 出 合 計		39,695,810

那 覇 市 告 示 第 49 号

平成 23 年 5 月 2 日

平成23年(2011年)2月那覇市議会定例会で議決された平成23年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 23 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算

平成23年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,570,079千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,024,379
	1 後期高齢者医療保険料	2,024,379
2 使用料及び手数料		201
	1 手数料	201
3 繰入金		542,093
	1 一般会計繰入金	542,093
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		3,405
	1 延滞金、加算金及び過料	301
	2 償還金及び還付加算金	3,050
	3 預金利子	1
	4 雑入	53
歳 入 合 計		2,570,079

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 26,867
	1 総務管理費	14,932
	2 徴収費	11,935
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		2,540,161
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,540,161
3 諸支出金		3,051
	1 償還金及び還付加算金	3,050
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		2,570,079

 公 告

那 覇 市 公 告 第 8 号

平成 23 年 4 月 13 日

掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法（昭和31年法律第79号）2条の2及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第9条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部公園管理課において一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

公園の名称	新都心公園
公園の位置	那覇市銘苅3丁目8番
公園の区域	別紙参考図のとおり
供用開始の期日	平成23年4月25日

位 置 図

S = 1 / 10,000

 : 今回供用開始区域

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第3号
平成 23 年 3 月 30 日
公 布 済

那覇市上下水道局分課規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局分課規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局分課規程(昭和51年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職制) 第3条 [略] 2 前項に定めるもののほか、必要があるときは部に<u>参事監又は参事、課に担当副参事、副参事、主幹、主査又は技査を置くことができる。</u>	(職制) 第3条 [略] 2 前項に定めるもののほか、必要があるときは部に<u>参事監、参事、担当副参事又は副参事、課に担当副参事、副参事、主幹、主査又は技査、係に主幹、主査又は技査を置くことができる。</u>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第4号
平 成 2 3 年 3 月 3 0 日
公 布 済

那覇市上下水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局企業職員給与規程(平成元年那覇市水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給料の調整等) 第3条 前条第1項の規定により例によることとされている事項のうち、給料の調整を行う職、調整額等については、配水課に勤務する職員で廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者に任命された者について行うものとする。	(給料の調整等) 第3条 前条第1項の規定により例によることとされている事項のうち、給料の調整を行う職は、別表の左欄及び中欄に掲げる職とし、職員の給料の調整額は、那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)別表第2ア行政職給料表に掲げる調整基本額に別表の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。 [別表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。	

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

[改正後 別記]

別表(第3条関係)

勤務箇所	職員	調整数
配水課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者に任命された職員	1
上下水道部	水道法(昭和32年法律第177号)に基づく水道技術管理者に任命された職員	1

那覇市上下水道局規程第5号

平 成 2 3 年 3 月 3 0 日

公 布 済

那覇市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局請負工事監督規程（昭和61年那覇市水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(監督員) 第2条 工事の適正かつ円滑な実施を図るため、那覇市上下水道局契約事務規程（平成17年水道局規程第1号）第43条の規定による監督員を次のとおり定める。 (1)～(2) [略] 2 [略] 3 前項の規定にかかわらず水道事業管理者(以下「管理者」という。)において必要と認めるときは、別段の措置を執ることができる。 (指揮監督) 第4条 主任現場監督員及び現場監督員は、設計書、契約書、図面、仕様書及び関係法規を十分理解するとともに、常に<u>請負者</u>(現場代理人、主任技術者等を含む。以下同じ。)の状況及び工事現場の実態を把握し、工事が完全に施工されるよう<u>請負者</u>を監督し必要な指示をしなければならない。 (厳正の保持) 第6条 主任現場監督員及び現場監督員は、<u>請負者</u>その他利害関係者に対しては、特に厳正な態度でのぞまなければならない。 (書類等の整理) 第10条 主任現場監督員及び現場監督員は、<u>請負者</u>から提出された書類及び自己の提出する報告書、上申書等はすべて控えをとり常にその経過を明らかにしておかなければならない。 (<u>請負者</u>との調整事項) 第12条 現場監督員は、<u>請負者</u>から工事工程表の提出があったときは、次に掲げる	(監督員) 第2条 [略] (1)～(2) [略] 2 [略] 3 前項の規定にかかわらず<u>上下水道事業</u>管理者(以下「管理者」という。)において必要と認めるときは、別段の措置を執ることができる。 (指揮監督) 第4条 主任現場監督員及び現場監督員は、設計書、契約書、図面、仕様書及び関係法規を十分理解するとともに、常に<u>受注者</u>(現場代理人、主任技術者等を含む。以下同じ。)の状況及び工事現場の実態を把握し、工事が完全に施工されるよう<u>受注者</u>を監督し必要な指示をしなければならない。 (厳正の保持) 第6条 主任現場監督員及び現場監督員は、<u>受注者</u>その他利害関係者に対しては、特に厳正な態度でのぞまなければならない。 (書類等の整理) 第10条 主任現場監督員及び現場監督員は、<u>受注者</u>から提出された書類及び自己の提出する報告書、上申書等はすべて控えをとり常にその経過を明らかにしておかなければならない。 (<u>受注者</u>との調整事項) 第12条 現場監督員は、<u>受注者</u>から工事工程表の提出があったときは、次に掲げる

事項に留意し、請負者と工事施工上の調整を行わなければならない。

(1)～(4) [略]

(工事打合せに関する記録)

第14条 主任現場監督員及び現場監督員は、請負者に対し重要な指示を与え若しくは請負者の疑義に答えたとき、又は現場打合せをしたときは、その要旨を工事打合せ簿(第1号様式)に記入しておかなければならない。

(工事日誌)

第16条 現場監督員は、施工状況を把握し、工事の適正な監督を図るため請負者から工事日誌その他必要な書類を提出させるものとする。

(細部設計図及び原寸図)

第20条 現場監督員は、必要があるとみとめるときは、請負者に施工上必要な細部設計図又は原寸図を準備させこれを検査し、又はこれらの図面を作成して請負者に交付し、必要な指示を与えなければならない。この場合において、重要なものについてはあらかじめ主管課長の承認を受けなければならない。

(工事の促進)

第21条 主任現場監督員は、常に工事の進行状況に注意し、計画工程と実施工程の照合を行い、工事が計画工程より遅れているとき、又は遅れるおそれのあるときは、請負者に対し厳重に警告するとともに、主管課長に報告しなければならない。

2 [略]

(工事の立会い)

第22条 現場監督員は、別に定めるものを除くほか、次に掲げる場合は、立会わなければならない。ただし、やむを得ない理由により立会いができないときは、その都度請負者に対し見本検査又は写真撮影その他適宜の方法を指示し、その成果により確認しておかなければならない。

(1)～(2) [略]

2 現場監督員は、請負者が前項の規定による工事及び調査を行おうとするときは、事前に届出させなければならない。

事項に留意し、受注者と工事施工上の調整を行わなければならない。

(1)～(4) [略]

(工事打合せに関する記録)

第14条 主任現場監督員及び現場監督員は、受注者に対し重要な指示を与え若しくは受注者の疑義に答えたとき、又は現場打合せをしたときは、その要旨を工事打合せ簿(第1号様式)に記入しておかなければならない。

(工事日誌)

第16条 現場監督員は、施工状況を把握し、工事の適正な監督を図るため受注者から工事日誌その他必要な書類を提出させるものとする。

(細部設計図及び原寸図)

第20条 現場監督員は、必要があるとみとめるときは、受注者に施工上必要な細部設計図又は原寸図を準備させこれを検査し、又はこれらの図面を作成して受注者に交付し、必要な指示を与えなければならない。この場合において、重要なものについてはあらかじめ主管課長の承認を受けなければならない。

(工事の促進)

第21条 主任現場監督員は、常に工事の進行状況に注意し、計画工程と実施工程の照合を行い、工事が計画工程より遅れているとき、又は遅れるおそれのあるときは、受注者に対し厳重に警告するとともに、主管課長に報告しなければならない。

2 [略]

(工事の立会い)

第22条 現場監督員は、別に定めるものを除くほか、次に掲げる場合は、立会わなければならない。ただし、やむを得ない理由により立会いができないときは、その都度受注者に対し見本検査又は写真撮影その他適宜の方法を指示し、その成果により確認しておかなければならない。

(1)～(2) [略]

2 現場監督員は、受注者が前項の規定による工事及び調査を行おうとするときは、事前に届出させなければならない。

(破壊検査) 第23条 主任現場監督員及び現場監督員は、<u>請負者</u>が工事立会いの要求をしないで、又は現場監督員の指示等に反して前条に規定する工事を施工したときは、破壊検査等により施工の適否を検査しなければならない。ただし、重要なものについては主管課長の指示を受けなければならない。 (改造命令) 第24条 主任現場監督員及び現場監督員は、工事の施工が図面及び仕様書に適合しないと認めたときは、<u>請負者</u>に対して改造を命じ、図面及び仕様書に適合した工事を実施させなければならない。この場合において、その旨を主管課長に報告しなければならない。 (緊急処置等) 第25条 主任現場監督員及び現場監督員は、災害防止その他工事の施工上緊急やむを得ず<u>請負者</u>に対して臨機の処置をとらせる必要があるときは、その処置をさせ、そのてんまつを速やかに主管課長に報告しなければならない。 2 主任現場監督員は、災害防止上<u>請負者</u>が独自でとった処置について、その通知を受けたときは、主管課長に報告しなければならない。 (設計図書と工事現場の状態の不一致等) 第26条 主任現場監督員は、図面及び仕様書に明示されていないものがあるとき、図面と仕様書が相互に符合しないとき、図面と現場の状態が一致しないとき、図面及び仕様書に誤りや脱漏があるとき、又は地盤に予期することのできない状態を発見したとき、若しくは<u>請負者</u>から協議を受けたときは、軽微なもので明らかに判定がつくものについては、その処置について指示を与え、その他のものについては、主管課長の指示を受けなければならない。 2 主任現場監督員は、<u>請負者</u>に指示した事項については、そのてんまつを主管課長に報告しなければならない。 (工事の変更及び中止等)	(破壊検査) 第23条 主任現場監督員及び現場監督員は、<u>受注者</u>が工事立会いの要求をしないで、又は現場監督員の指示等に反して前条に規定する工事を施工したときは、破壊検査等により施工の適否を検査しなければならない。ただし、重要なものについては主管課長の指示を受けなければならない。 (改造命令) 第24条 主任現場監督員及び現場監督員は、工事の施工が図面及び仕様書に適合しないと認めたときは、<u>受注者</u>に対して改造を命じ、図面及び仕様書に適合した工事を実施させなければならない。この場合において、その旨を主管課長に報告しなければならない。 (緊急処置等) 第25条 主任現場監督員及び現場監督員は、災害防止その他工事の施工上緊急やむを得ず<u>受注者</u>に対して臨機の処置をとらせる必要があるときは、その処置をさせ、そのてんまつを速やかに主管課長に報告しなければならない。 2 主任現場監督員は、災害防止上<u>受注者</u>が独自でとった処置について、その通知を受けたときは、主管課長に報告しなければならない。 (設計図書と工事現場の状態の不一致等) 第26条 主任現場監督員は、図面及び仕様書に明示されていないものがあるとき、図面と仕様書が相互に符合しないとき、図面と現場の状態が一致しないとき、図面及び仕様書に誤りや脱漏があるとき、又は地盤に予期することのできない状態を発見したとき、若しくは<u>受注者</u>から協議を受けたときは、軽微なもので明らかに判定がつくものについては、その処置について指示を与え、その他のものについては、主管課長の指示を受けなければならない。 2 主任現場監督員は、<u>受注者</u>に指示した事項については、そのてんまつを主管課長に報告しなければならない。 (工事の変更及び中止等)
--	--

第27条 [略]

2 主任現場監督員は、工事内容を変更し、一時中止し、又は打切る場合には、請負者に対し書面により通知し、受領印を受けなければならない。

(損害の報告)

第28条 主任現場監督員は、請負者から次に掲げる損害について報告を受けたときは、速やかに状況を調査し、主管課長に報告して指示を受けなければならない。

(1) ～ (4) [略]

(下請負)

第29条 主任現場監督員は、請負者から第三者を指定して工事の一部を委任し、又は下請負に付することについての通知書を受領したときは、主管課長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 主任現場監督員は、請負者が通知をしないで工事の一部を第三者に委任し、若しくは下請負に付して工事を着工したとき、又は受任者若しくは下請負者が施工上著しく不適当と認められたときは、理由を付して主管課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(代理人等)

第30条 主任現場監督員は、請負者から現場代理人及び主任技術者等の届出があったときは、主管課長に報告しなければならない。

2 [略]

(解体材及び発生品)

第31条 現場監督員は、工事施工に伴い解体材又は発生品が生じたときは、請負者から内容を明らかにした調書とともに引継ぎ、その処置について主管課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(契約解除の申出)

第33条 主任現場監督員は、請負者から契約解除の申出を受けたときは、速やかに主管課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(工期の延長)

第34条 主任現場監督員は、請負者から工期延長願の提出を受けたときは、速やかに主管課長に報告しなければならない。

第27条 [略]

2 主任現場監督員は、工事内容を変更し、一時中止し、又は打切る場合には、受注者に対し書面により通知し、受領印を受けなければならない。

(損害の報告)

第28条 主任現場監督員は、受注者から次に掲げる損害について報告を受けたときは、速やかに状況を調査し、主管課長に報告して指示を受けなければならない。

(1) ～ (4) [略]

(下請負)

第29条 主任現場監督員は、受注者から第三者を指定して工事の一部を委任し、又は下請負に付することについての通知書を受領したときは、主管課長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 主任現場監督員は、受注者が通知をしないで工事の一部を第三者に委任し、若しくは下請負に付して工事を着工したとき、又は受任者若しくは下請負者が施工上著しく不適当と認められたときは、理由を付して主管課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(代理人等)

第30条 主任現場監督員は、受注者から現場代理人及び主任技術者等の届出があったときは、主管課長に報告しなければならない。

2 [略]

(解体材及び発生品)

第31条 現場監督員は、工事施工に伴い解体材又は発生品が生じたときは、受注者から内容を明らかにした調書とともに引継ぎ、その処置について主管課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(契約解除の申出)

第33条 主任現場監督員は、受注者から契約解除の申出を受けたときは、速やかに主管課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(工期の延長)

第34条 主任現場監督員は、受注者から工期延長願の提出を受けたときは、速やかに主管課長に報告しなければならない。

(工事完成届等の報告) 第36条 主任現場監督員は、<u>請負者</u>から既済部分検査願又は完成届の提出を受けたときは、速やかに現場を確認のうえ受理し、検査に必要な準備をするとともに主管課長に報告し、その指示を受けなければならない。 (貸与品の返還) 第37条 現場監督員は、使用済みの貸与品及び工事完成、打切り又は契約解除によって不要となった支給材料等で返還を受けるべきものがあるときは、<u>請負者</u>から内容を明らかにした調書を提出させ指定の場所において受領し必要な処置を執らなければならない。 (工事成績評定表の作成) 第38条 主任現場監督員又は現場監督員は、工事完成後速やかに当該<u>請負者</u>の工事成績評定表を作成し、これを主管課長に提出しなければならない。 [第1号様式 別記]	(工事完成届等の報告) 第36条 主任現場監督員は、<u>受注者</u>から既済部分検査願又は完成届の提出を受けたときは、速やかに現場を確認のうえ受理し、検査に必要な準備をするとともに主管課長に報告し、その指示を受けなければならない。 (貸与品の返還) 第37条 現場監督員は、使用済みの貸与品及び工事完成、打切り又は契約解除によって不要となった支給材料等で返還を受けるべきものがあるときは、<u>受注者</u>から内容を明らかにした調書を提出させ指定の場所において受領し必要な処置を執らなければならない。 (工事成績評定表の作成) 第38条 主任現場監督員又は現場監督員は、工事完成後速やかに当該<u>受注者</u>の工事成績評定表を作成し、これを主管課長に提出しなければならない。 [第1号様式 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

第1号様式(第14条関係)

工 事 打 合 せ 簿

[略]	○ 発注者	○ <u>請負者</u>	[略]
[略]			

[略]

[改正後 別記]

第1号様式(第14条関係)

工 事 打 合 せ 簿

[略]	○ 発注者	○ <u>受注者</u>	[略]
[略]			

[略]

那覇市上下水道局規程第6号

平 成 2 3 年 3 月 3 0 日

公 布 済

那覇市上下水道局請負工事検査規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局請負工事検査規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局請負工事検査規程（平成14年那覇市水道局規程第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（検査の立会い） 第8条 検査の実施に当たっては、当該請負工事の主任現場監督員、現場監督員及び主任技術者並びに<u>請負者</u>又は現場代理人の立会いの下に行わなければならない。 （検査員の権限） 第9条 検査員は、検査に当たり必要と認めるときは、<u>請負者</u>に対し工事出来形の一部を破壊させることができるほか、書類及び資料の提出並びに事実の説明を求めることができる。 2～3 [略] （検査の手続） 第11条 主管課長は、<u>請負者</u>から請負工事完了届の提出があったときは、内容確認の上、速やかに完了検査依頼書を添え、これを契約検査課長に提出するものとする。 2 [略] 3 主管課長は、前項の請負工事完了検査執行の通知を受けたときは、検査内容及び検査日時について監督員を通じ<u>請負者</u>に通知するものとする。 4 [略] （検査の中止） 第13条 検査員は、検査が次の各号のいずれかに該当したときは、検査を中止し、直ちにこれを契約検査課長に報告しなければならない。 (1) <u>請負者</u>又はその使用人が故意に検査の執行を妨害したとき。 (2)～(3) [略] （重要事項の処理）	（検査の立会い） 第8条 検査の実施に当たっては、当該請負工事の主任現場監督員、現場監督員及び主任技術者並びに<u>受注者</u>又は現場代理人の立会いの下に行わなければならない。 （検査員の権限） 第9条 検査員は、検査に当たり必要と認めるときは、<u>受注者</u>に対し工事出来形の一部を破壊させることができるほか、書類及び資料の提出並びに事実の説明を求めることができる。 2～3 [略] （検査の手続） 第11条 主管課長は、<u>受注者</u>から請負工事完了届の提出があったときは、内容確認の上、速やかに完了検査依頼書を添え、これを契約検査課長に提出するものとする。 2 [略] 3 主管課長は、前項の請負工事完了検査執行の通知を受けたときは、検査内容及び検査日時について監督員を通じ<u>受注者</u>に通知するものとする。 4 [略] （検査の中止） 第13条 [略] (1) <u>受注者</u>又はその使用人が故意に検査の執行を妨害したとき。 (2)～(3) [略] （重要事項の処理）

第14条 [略] 2 [略] 3 検査員は、請負工事の検査の結果、設計上の重要な問題点及び<u>請負者</u>の状態に関し特に必要と認めた事項に関しては、契約検査課長に対して率直な意見の具申をしなければならない。 (再検査) 第17条 改造について、<u>請負者</u>から改造完了の届出があったときは、改めて第5条から第11条までの規定及び第15条の規定を準用する。	第14条 [略] 2 [略] 3 検査員は、請負工事の検査の結果、設計上の重要な問題点及び<u>受注者</u>の状態に関し特に必要と認めた事項に関しては、契約検査課長に対して率直な意見の具申をしなければならない。 (再検査) 第17条 改造について、<u>受注者</u>から改造完了の届出があったときは、改めて第5条から第11条までの規定及び第15条の規定を準用する。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第7号

平 成 2 3 年 3 月 3 0 日

公 布 済

那覇市上下水道局職員安全衛生管理規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局職員安全衛生管理規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、那覇市上下水道局職員(以下「職員」という。)の安全管理及び衛生管理について、法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(職員の遵守事項)

第2条 職員は、法令で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医その他安全衛生管理に従事する者の安全衛生に関する指導及び指示に従うこと。
- (2) 常に職場、事業所、作業場、通路等の整理整頓に努めること。
- (3) 職場における事故要因の排除に努め、常に安全で規律ある行動をとること。
- (4) 所管に係る車両、機械器具その他作業用具の点検整備を定期的に励行し、安全かつ適切な方法で使用するすること。
- (5) 定められた安全及び衛生上の保護具は必ず着用すること。

(所属長の責務)

第3条 所属長(課長及びこれに準ずる者をいう。以下同じ。)は、法令に定めるもののほか、常に所属職員の安全及び衛生に留意し、必要な措置を講ずるとともに、総括安全衛生管理者から職員の安全及び衛生に関し、施設、作業方法等の改善等を命じられたときは、その趣旨に沿って適切な措置を講じ、その結果を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

第2章 安全衛生管理

(総括安全衛生管理者等)

第4条 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第10条第1項及び第2項の規定に基づき、総括安全衛生管理者を置く。

- 2 前項の総括安全衛生管理者を補佐し、総括安全衛生管理者に事故があるとき又は総括安全衛生管理者が欠けたときその職務を代理させるため、総括安全衛生管理代理者を置く。
- 3 総括安全衛生管理者には水道技術管理者に任命された者を、総括安全衛生管理代理者には総務課長をもって充てる。

(総括安全衛生管理者の職務)

第5条 総括安全衛生管理者は、法第10条第1項各号に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 安全管理者及び衛生管理者を指揮統轄し、安全管理者及び衛生管理者間の連絡調整を行うこと。
 - (2) 安全管理及び衛生管理に関する事業計画を作成し、これを実施すること。
- 2 総括安全衛生管理者は、第39条に定める安全衛生委員会の意見を尊

重し、所属長に対し職員の安全管理及び衛生管理について、必要な措置をとることを命ずることができる。

(安全管理者)

第6条 法第11条第1項の規定に基づき、安全管理者を置く。

2 安全管理者は、資格を有する所属長のうちから上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が任命する。

3 安全管理者は、次に掲げる業務に係る技術的事項を管理しなければならない。

- (1) 職員の危険を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全のための教育の実施に関すること。
- (3) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、労働災害を防止するための必要な業務（報告）

第7条 所属長は、総括安全衛生管理者に対し、次に掲げる事項を当該各号に掲げる日までに報告しなければならない。

(1) 事故発生の場合の災害事故報告

事故発生の日から5日

(2) 労働基準監督署に提出する届出事項又は報告

事項届出又は報告の日前7日

2 前項第1号に規定する事項の報告は、職員死傷病兼事故報告書（第1号様式）により行うものとする。

第3章 衛生管理

(衛生管理者等)

第8条 法第12条第1項の規定に基づき、衛生管理者を置く。

2 第4条第2項の規定は、前項の衛生管理者について準用する。

3 衛生管理者は、衛生管理者の資格を有する職員のうちから管理者が任命する。

4 衛生管理者の配置は、総括安全衛生管理者が定める。

(衛生管理者の職務)

第9条 衛生管理者は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第11条第1項に定める事項のほか、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 健康診断に関する事項
- (2) 職員の保健及び衛生思想の普及
- (3) 健康に異常のある者の発見及び処置
- (4) 作業環境の衛生上の調査
- (5) 作業条件、施設等の衛生上の改善
- (6) 衛生用保護具、救急用具等の点検及び整備
- (7) 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項
- (8) 職員の負傷及び疾病並びにそれらによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成
- (9) 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備
- (10) 前各号に掲げるもののほか、職員の保健衛生に関し必要な事項

(産業医)

第10条 法第13条の規定に基づき、産業医を置く。

2 産業医は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第5条に該当する箇所に置くものとする。

(産業医の選任)

第11条 産業医は、医師のうちから管理者がこれを任命又は委嘱する。

(産業医の職務)

第12条 産業医は、省令第14条第1項及び第15条第1項に定める事項のほか、職員の保健衛生に関し必要な事項を行わなければならない。

(健康診断)

第13条 職員は、この規程の定めるところにより健康診断を受けなければならない。

2 前項の健康診断は、定期健康診断及び随時健康診断とする。

3 所属長は、その所属職員に受診漏れがないよう注意する等健康診断について適切な措置を講じなければならない。

(健康診断等の実施責任者)

第14条 健康診断及び採用時健康診断の実施責任者(以下「実施責任者」という。)は、総括安全衛生管理者とする。

(健康診断等の実施担当者)

第15条 健康診断及び採用時健康診断の実施担当者(以下「実施担当者」という。)は、産業医とする。ただし、管理者が認める医師又は医療機関に委託することができる。

(採用時健康診断)

第16条 採用時健康診断は、新たに職員として採用する場合に行う。ただし、その者が省令第43条ただし書に規定する書面を提出したときは、当該健康診断結果の項目についての健康診断は行わない。

2 前項の診断書は健康診断書(第2号様式)のとおりとする。

(定期健康診断)

第17条 定期健康診断は、毎年1回以上実施責任者の指定した期間内に、職員に対して実施する。

2 採用時健康診断を受けてから3月を経過しない職員に対しては、その年の定期健康診断を行わないことができる。

3 実施責任者が指定する期間内に定期健康診断を、やむをえない理由により受けることができない職員は、あらかじめその理由書を所属長を経て実施責任者に提出し承認を受けなければならない。

4 前項の承認を受けた職員は、実施責任者が別に指定する期日までに、他の医師の行う健康診断を受けなければならない。

(健康診断の費用)

第18条 法第66条第5項ただし書に該当する職員及び前条第4項による健康診断を受けない職員の健康診断に要する費用は、それぞれ当該職員において負担しなければならない。

(随時健康診断)

第19条 随時健康診断は、実施責任者が健康診断の必要があると認める

職員について、随時に健康診断の項目を定めてこれを行う。

(健康診断の項目)

第20条 採用時健康診断は、次に掲げる項目についてこれを行う。

- (1) 省令第43条各号に規定する検査
- (2) その他実施責任者が必要と認める検査

2 定期健康診断は、次に掲げる項目についてこれを行う。

- (1) 省令第44条第1項各号に規定する検査
- (2) その他実施責任者が必要と認める検査

3 前項の規定にかかわらず、省令第44条第2項の規定により省略することのできる項目については、実施担当者の意見に基づき実施責任者の判断により、これを省略することができる。

(健康診断の受託)

第21条 実施責任者は、他の任命権者の依頼を受けて、当該任命権者に属する者の健康診断(第16条に規定する採用時健康診断を含む。)を行うことができる。

(健康診断の結果の判定等)

第22条 実施担当者は、健康診断の結果を総合し、職員の健康状態を別表に定める区分により判定しなければならない。

2 前項の場合において、要療養者の最終判定は、那覇市上下水道局職員衛生管理審議会の審議を経なければならない。

3 実施担当者は、前2項の定めるところにより職員の健康状態を判定したときは、その結果を実施責任者に報告しなければならない。

4 実施責任者は、前項の規定により健康診断の結果の報告を受けたときは、これを本人及び所属長に通知するものとする。

(健康診断の結果の判定の受託)

第23条 実施担当者は、他の任命権者の依頼を受けて、当該任命権者に属する者の健康診断の結果の判定を行うことができる。

(健康診断個人票の作成)

第24条 実施責任者は、各健康診断の結果を健康診断個人票(第3号様式)に記録し、これを保管しなければならない。

(健康診断個人票の作成の受託)

第25条 実施責任者は、他の任命権者の依頼を受けて、当該任命権者に属する者の健康診断個人票を作成し、これを保管することができる。

(長時間労働に係る面接指導)

第26条 法第66条の8第1項に規定する面接指導は、産業医がこれを実施するものとする。

(長時間労働に係る面接指導の結果の判定等)

第27条 産業医は、前条の面接指導の結果を総合し、職員の健康状態を別表に定める区分により判定しなければならない。

2 前項の場合において、要療養者の最終判定は、那覇市上下水道局職員衛生管理審議会の審議を経なければならない。

3 産業医は、前2項の定めるところにより職員の健康状態を判定したときは、その結果を総括安全衛生管理者(第21条に規定する受託の場合

は、依頼した他の任命権者)に報告しなければならない。

- 4 総括安全衛生管理者は、前項の規定により面接指導の結果の報告を受けたときは、これを本人及び所属長に通知するものとする。

(健康診断等の結果に対する措置)

- 第28条 総括安全衛生管理者及び所属長は、第22条及び第27条の規定により要療養者、要治療者及び要注意者の判定を受けた職員については、別表に定める措置を講じなければならない。

(要療養者)

- 第29条 要療養者は、自己の療養について、総括安全衛生管理者及び主治医の指示に従い、専心療養に努めるとともに、3月ごとに病状報告書(第4号様式)を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。

(要治療者及び要注意者)

- 第30条 要治療者及び要注意者は、就業に当たり所属長及び産業医の指導及び指示に従わなければならない。

- 2 所属長は、前項の職員の勤務について産業医の意見を聴き疾病を悪化させないように留意するとともに、健康回復について特別の考慮を払わなければならない。

(病者に対する措置)

- 第31条 省令第61条第1項に該当することとなった職員は、速やかに所属長を経て総括安全衛生管理者にその旨を届け出なければならない。

- 2 所属長は、職員が入院その他の事由により前項の届出ができないとき、又は届出をしないときは、当該職員に代わってこれを行わなければならない。

- 3 総括安全衛生管理者は、前2項の規定による届出を受けた場合において、必要があると認めるときは、那覇市上下水道局職員衛生管理審議会に諮り、当該職員について、衛生管理上適切な措置を講ずるものとする。

(長期療養の申請と復職等の手続)

- 第32条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、主治医又は産業医による診断書(第5号様式)を添えて総括安全衛生管理者に申し出なければならない。

(1) 那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号)第10条の2に規定する病気休暇のうち、30日以上療養を要する場合の休暇(以下「長期療養」という。)を受けようとするとき、又は長期療養を受けている職員が復職しようとするとき。

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号の規定により休職(以下「休職」という。)の発令を受けた職員又は省令第61条第1項の規定により就業を禁止されている職員が復職しようとするとき。

- 2 総括安全衛生管理者は、必要があると認めるときは、前項に規定する復職等の可否について、那覇市上下水道局職員衛生管理審議会に諮り、その意見を付して管理者に報告しなければならない。

(復職者等に対する措置)

第33条 所属長は、前条の手続により復職した職員の勤務について、産業医の意見を聴き疾病を悪化させないように留意するとともに、健康回復について特別の配慮を払わなければならない。

2 管理者は、勤務のために病状が悪化するおそれのある職員については、勤務時間の短縮、配置転換その他適当な措置を講じなければならない。

(記録の作成)

第34条 総括安全衛生管理者は、要療養者、要治療者及び要注意者の実情を明らかにしておくため、職員衛生管理記録表(第6号様式)を作成し、常に整理しておかなければならない。

(職場環境の措置)

第35条 庁舎管理の責任を有する者は、省令に規定する衛生基準及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第4条に規定する衛生基準を守るとともに、快適な作業環境の維持及び向上に努めなければならない。

(職員衛生管理審議会の設置)

第36条 第32条第1項に規定する復職等の可否に関する事その他職員の健康管理について必要な事項を審議するため、那覇市上下水道局職員衛生管理審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第37条 審議会の委員は、上下水道部長、上下水道部副部長及び総務課長並びに審議会を開催する毎に次に掲げる者のうちから管理者が委嘱又は任命する委員若干名をもって組織する。

(1) 本局の産業医

(2) 本市の機関に属する者

2 審議会に会長及び副会長を置き、会長に上下水道部長を、副会長に上下水道部副部長を充てる。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を行う。

(会議等)

第38条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

6 会長は、審議会の権限に属する軽微な事項又は緊急処理を必要とする事項で、その議決により特に指定したものは、当該事項を回議することによって審議会の会議に代えることができる。

第4章 那覇市上下水道局安全衛生委員会

(安全衛生委員会の設置)

第39条 法第19条第1項の規定に基づき、那覇市上下水道局安全衛生委

員会(以下「委員会」という。)を置く。

(付議事項)

第40条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法第17条第1項各号に規定する事項
- (2) 法第18条第1項各号に規定する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、安全衛生に関し特に重要な事項
(委員会の組織)

第41条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 法第19条第2項第1号に規定する者 総括安全衛生管理者
- (2) 法第19条第2項第2号から第5号までに規定する者 8人
(委員の任期)

第42条 前条第1号に規定する総括安全衛生管理者たる委員の任期は、その職にある期間とする。

2 前条第2号に規定する委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第43条 委員会に委員長を置き第41条第1号に規定するものをもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を行う。

(会議等)

第44条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる

6 前各号に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(報告)

第45条 委員長は、委員会で審議した事項を管理者に報告しなければならない。

第5章 雑則

(秘密の保持)

第46条 総括安全衛生管理者、衛生管理者その他衛生管理に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(適用の特例)

第47条 第9条第1号から第7号まで、第12条及び第13条の規定は、臨時

職員及び非常勤職員について準用する。

(委任)

第48条 この規程に定めるもののほか、職員の安全衛生管理について必要な事項は、管理者が定める。

付 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 那覇市上下水道局安全衛生委員会規程(昭和55年那覇市水道局規程第4号)は廃止する。
- 3 那覇市上下水道局職員安全衛生管理規程(昭和55年那覇市水道局規程第5号)は廃止する。

別表(第22条、第27条、第28条関係)

区分	健康診断等の結果の判定等	健康診断等の結果に対する措置
要療養者	勤務を休む必要があり、治療を必要とする者	勤務を休ませ、その病状に応じて自宅治療、入院治療等の適当な治療を受けさせる。
要治療者	勤務に制限を加える必要があり、治療を必要とする者	時間外勤務の禁止、配置転換その他適当な措置を講ずるとともに治療を受けさせる。
要注 意者	1 勤務に制限を加える必要があり定期的に医師の観察指導などを受ける必要がある者	時間外勤務を禁止又は制限し、過労とならないよう配慮するとともに、発病又は再発防止のため1年に2回以上の指導を行い、必要に応じて精密検査を行う。
	2 勤務をほぼ平常に行ってよいが、定期的に医師の観察指導を受ける必要がある者	時間外勤務を制限し、過労とならないよう配慮するとともに、発病又は再発防止のため1年に2回の指導を行い、必要に応じて精密検査を行う。
	3 勤務を平常に行ってよいが、定期的に医師の観察指導を受ける必要がある者	過労とならないよう配慮するとともに、発病又は再発防止のため1年に1回の指導を行い、必要に応じて精密検査を行う。
健康者	平常の勤務を行ってよい者	

第1号様式(第7条関係)

職 員 死 傷 病 兼 事 故 報 告 書

被 災 者	部 課 名	職 名							
	氏 名	性 別	男 女	生 年 月 日	年	月	年 令	満 才	
	採 用 年 月 日	年	月	日	経 験 年 数	年	月	住 所	
被 災 時 況	発 生 日 時	年	月	日	曜 日	時 分	作 業 開 始 時 刻	時 分	
	発 生 場 所					発 生 時 の 作 業			
災 害 発 生 状 況 及 び 災 害 原 因 									
人 的 被 害	傷 病 名	傷 病 の 部 位		病 院 名					
	傷 病 程 度	死 亡	重 傷 (8日以上)	軽 傷 (1日～7日)	就 業 通 院	障 害 の 見 込			
		年 月 日 時 分	自 日 至 日 日 間	自 日 至 日 日 間	自 日 至 日 日 間				

物的被害	区分	建物	その他の建設物	機械設備	原材料	その他	計												
	名称、規模等																		
	被害金額	円	円	円	円	円	円												
事故防止対策																			
発生工事現場名		現場責任者職氏名																	
上記のとおり報告いたします。 年 月 日																			
※ 労働不能の程度	死亡 永久全部労働不能 永久一部労働不能 休業8日以上 休業1日～7日 その他	※ 原因別調		(A) 動力運転災害		(B) 作業行動災害		(C) 特殊危険災害		(D) 災害雑原因									
		1 装置動力伝道	2 同揚重機	3 同運搬機	4 一般動力機	5 手助揚重	6 手助機工	7 取扱運搬	8 飛来落下	9 撃突踏抜	10 墜落災害	11 電気災害	12 毒劇災害	13 爆発破裂	14 高熱災害	15 火事災害	16 倒壊災害	17 交通災害	18 雑災害
報告書作成者職氏名																			

1 ※欄は記入しないこと。

2 「経験年数」の欄には、当該職種についての経験年数を記入すること。

第2号様式(第16条関係)

健康診断書(採用時)

氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日 年齢 ()
業務歴		胸部X線 検査	直接間接 年 月 日		
既往歴					
自覚症状					
他覚症状		血圧	最大 ~ 最小		
		貧血検査	血色素量 (g/dl)		
			赤血球数 (万 $\times 10^3 / \text{mm}^3$)		
身長	cm	血中脂 質検査	GOT (IU/l)		
			GPT (IU/l)		
			γ -GTP (IU/l)		
体重	kg	LDLコレステロール (mg/dl)	HDLコレステロール (mg/dl)		
BMI			トリグリセライド		

				(mg/dl)	
腹囲		cm		血糖検査	(mg/dl)
視力	右	()		尿検査	糖 - + ++ +++
	左	()			蛋白 - + ++ +++
聴力	右 1000Hz	1所見あり 見なし	2所	心電図 検査	
	4000Hz	1所見あり 見なし	2所		
	左 1000Hz	1所見あり 見なし	2所	その他 の検査	
	4000Hz	1所見あり 見なし	2所		
就業上の注意事項					
判定					
住所					
作成年月日		年	月	日	検診医 医療機関名
印		氏名			

第3号様式(第24条関係)

(表面)

ふりがな			性別	生年月日	年	月	日
氏名			男・女	採用年月日	年	月	日
職員番号			血液型 ABO式() RH式()				
部名							
課名							
健診年月日	・	・	・	・	・	・	・
年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
身長(cm)							
体重(kg)							
標準体重(kg)							
体脂肪率(%) / BMI							
腹囲(cm)							
視力 (矯正視力)	右 左 () ()	右 左 () ()	右 左 () ()	右 左 () ()	右 左 () ()	右 左 () ()	右 左 () ()
聴力	右	1000 Hz	正常 dB	正常 dB	正常 dB	正常 dB	正常 dB
		4000 Hz	正常 dB	正常 dB	正常 dB	正常 dB	正常 dB

	左	1000 Hz	正 常 dB	正 常 dB	正 常 dB	正 常 dB	正 常 dB
		4000 Hz	正 常 dB	正 常 dB	正 常 dB	正 常 dB	正 常 dB
血 圧			～	～	～	～	～
尿 検 査	蛋 白						
	潜 血						
	糖						
	ウロビリ ノーゲン						
保 健 指 導							
胸 部 レ ン ト ゲ ン	撮 影 番 号		間 接 ・ 直 接	間 接 ・ 直 接	間 接 ・ 直 接	間 接 ・ 直 接	間 接 ・ 直 接
			No.	No.	No.	No.	No.
	所 見						
	判 定						
人 間 ド ッ グ		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
健 康 度 測 定							
脳 ド ッ グ							
脳 検 査							

(裏面)

健診年月日	・	・	・	・	・	・	・
年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
心電図	検査番号	No.	No.	No.	No.	No.	No.
	所見						
	判定						
採血番号	No.	No.	No.	No.	No.	No.	No.
性別(男・女)	空・食後	空・食後	空・食後	空・食後	空・食後	空・食後	空・食後
貧血	血色素量	g / dl					
	赤血球容積比	%					
	赤血球数	万 / mm ³					
	白血球数	コ / mm ³					
循環器	コレステロール	mg					
	HDLコレステロール	mg					
	中性脂肪	mg					
	LDLコレステロール	mg					
肝	GOT	U					

臓		U / l					
	GPT	L U / l					
	γ -GTP	L U / l					
	HBs抗原						
腎臓	BUN	m g / d l					
	クレアチニン	m g / d l					
	尿酸	m g					
	血糖	m g					
	HbA1C	%					
総合判定							
健康実施機関名							

診断医師名					
産業医の指示及び職業上の注意事項その他備考					

第4号様式(第29条関係)

病状報告書

氏名	所属	職名
生年月日 (満才) 年 月 日生	連絡先(自宅、入院先) (電話)	
病名	病状経過	
	検査項目及び結果	
治療経過及び現在の病状	入院年月日	年 月 日
	退院年月日	年 月 日
今後の見通し		
作成月日 年 月 日	住所 検診医 医療機関名	

	氏 名	印
--	-----	---

※黒インク又は黒ボールペンで記載してください。

第5号様式(その1)(第32条関係)

診断書 職員番号()

(公傷病休暇・結核性療養休暇・私傷病休暇・休職・就業禁止)申請用		
氏名 男・女	所属 ()	内線 職名
生年月日 (歳) 年 月 日生	連絡先(自宅・入院先) 電話()	
病名		初診年月日(発病年月日) 年 月 日
療養区分	入院療養・自宅療養	現在までの既往歴及び経過
安静療養期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
入院年月日	年 月 日	
退院予定年月日	年 月 日	
	検査項目及び結果	
病状及び所見(投薬治療の状況等)		

診断書作成年月日		年	月	日
住所				
検診医	医療機関名			
	氏名			印
※産業医欄				
	<u>産業医氏名</u>			

第5号様式(その2)(第32条関係)

診断書 職員番号()

時間を単位とした私傷病休暇申請用			
氏名 男・女	所属 ()	内線	職名
生年月日 (歳) 年 月 日生	連絡先(自宅・入院先) 電話()		
病名		初診年月日(発病年月日) 年 月 日	
療養区分	勤務しながらの通院	現在までの既往歴及び経過	
通院することが必要な期間	年 月 日から		
	年 月 日まで		
通院治療の頻度	週 回(曜 日)		
	時～ 時		
		検査項目及び結果	
病状及び所見(投薬治療の状況等)			

診断書作成年月日		年	月	日
住所				
検診医	医療機関名			
氏名			印	
※産業医欄				
	<u>産業医氏名</u>			

第5号様式(その3)(第32条関係)

診断書 職員番号()

復職申請用			
氏名	男・女	所属	内線() 職名
生年月日 (歳) 年 月 日生	連絡先(自宅・入院先) 電話()		
主病名	初診年 月 日	年 月 日	
	発病年 月 日	年 月 日	
合併症等	入院年 月 日	年 月 日	
療養区分	入院療養 ・ 自宅療養	退院年 月 日	年 月 日
現在		現在の病状	検査項目及び結果
治療経過			
治癒(寛解状態)に至った年月日		年 月 日	

復職について(今後の見通し)	
診断書作成年月日 年 月 日	
住所	
検診医	医療機関名
氏名	印
※産業医欄	<u>産業医氏名</u>

第6号様式(第34条関係)

職員衛生管理記録票

課名	職名	氏名	性別	生年月日	採用年月日	現住所
			男・女	年 月 日	年 月 日	
職員衛生管理審議会記録	傷病名					
	医療機関					
	主治医					
	審査年月日					
	審査事項					
	審査意見主旨					
	傷病経過					
人事発令事項	療養休暇期間					
	休職期間					
	給与	$\frac{100}{100}$ 支給期間				
		$\frac{80}{100}$ 支給期間				
在職期間経歴						

指導事項
備考

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 1 号

平成 23 年 4 月 7 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
3 9 2	株式会社 丸善組	うるま市石川赤崎 1 丁目 5 番地 12	伊波 興正	平成 23 年 4 月 7 日

